

志 木 地 区 衛 生 組 合

循 環 型 社 会 形 成 推 進 地 域 計 画

平成 30 年 11 月 22 日

令和元年 11 月改訂

令和 2 年 11 月改訂

令和 3 年 12 月改訂

令和 4 年 11 月改訂

志 木 地 区 衛 生 組 合

志 木 市 、 新 座 市 、 富 士 見 市

＜目次＞

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域処理の検討状況	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
3. 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	8
(3) 処理施設等の整備	10
(4) 施設整備に関する計画支援事業	10
(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	11
(6) その他の施策	11
4. 計画のフォローアップと事後評価	13
(1) 計画のフォローアップ	13
(2) 事後評価及び計画の見直し	13

＜添付書類＞

添付資料 1 対象地域図

添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等

添付資料 3 分別区分説明資料

添付資料 4 現有処理施設の概要

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）

参考資料様式 8 計画支援概要

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名　　志木市、新座市、富士見市
面　　積　　51.60 km²
人　　口　　352,714 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

(内訳)

市町村名	志木市	新座市	富士見市	合計
面積 (km ²)	9.05	22.78	19.77	51.60
人口 (人)	76,225	165,434	111,055	352,714

(2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成 30 年度現在、志木市、新座市、富士見市（以下「構成市」という。）から排出されるごみは、それぞれの市が収集・運搬を行い、志木地区衛生組合（以下「本組合」という。）のごみ処理施設に搬入している。

本組合では、富士見環境センター及び新座環境センターの焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設で中間処理を行っている。なお、本組合は最終処分場を保有していないため、中間処理に伴い生じた残渣物（焼却残渣、不燃残渣等）は、埼玉県寄居町の埼玉県環境整備センターや民間業者の処分場などで資源化及び埋立処分している。

行政が収集するごみ（生活系ごみ）については、粗大ごみを除き、無料で収集・処理されている。また、事業系ごみや一時多量ごみなどを組合に直接搬入する場合には、搬入時に処理手数料を支払うことになっている。

本組合では、生活系ごみの有料化を行っていないが、最終処分場を保有していないことから、構成市との協力体制の下でごみ減量やリサイクルを推進しており、構成市の 1 人一日当たりのごみ排出量は埼玉県の平均を大きく下回る水準、再生利用率は埼玉県の平均を上回る水準を維持している。

現在、本組合が保有するごみ処理施設のうち、富士見環境センター、新座環境センター焼却施設は、老朽化が著しく、今後可燃ごみの安定処理を継続するため、施設の長寿命化又は延命化による整備が必要となっている。

今後も引き続き、構成市と連携を図りながら、食品ロスへの対策や分別徹底などによるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図るものとする。

(4) 広域処理の検討状況

本組合では、埼玉県が広域化計画を策定する以前の昭和39年度から志木市、新座市、富士見市の3市を構成市として一部事務組合を設立し、ごみ処理経費削減のため広域的なごみ処理に取り組んできた。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本組合では、平成14年度より構成市内全域において、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、リサイクルプラザにて分別・圧縮梱包した後、プラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託し、プラスチック使用製品廃棄物についても再商品化事業者に再商品化を委託している。

今後も引き続き、構成市と連携を図りながら、市民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報等で啓発・情報提供を行うものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 96,682 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 25,146 トン、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)) は 26.0% である。

中間処理による減量化量は 66,891 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 75.0% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.2% に当たる 4,645 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は、75,568 トンである。焼却施設（3 施設）では、余熱利用として温水の場内利用等が行われている。

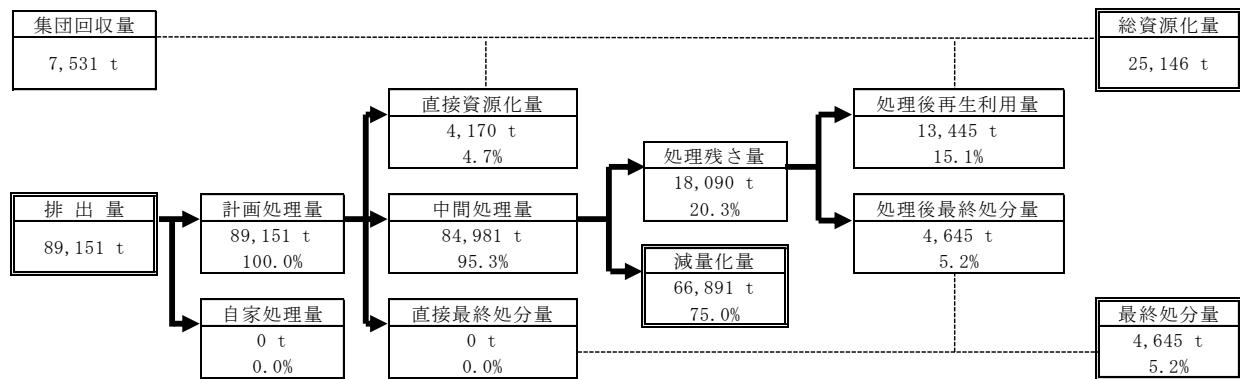


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状（割合 ^{※1} ） (平成29年度)	目標（割合 ^{※1} ） (令和6年度)
排出量	事業系総排出量	17,608 トン	16,730 トン (-5.0%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.73 トン/事業所	1.64 トン/事業 (-5.2%)
	生活系総排出量	71,543 トン	69,264 トン (-3.2%)
再生利用量	1人当たりの排出量 ^{※3}	169.8 kg/人	162.2 kg/人 (-4.5%)
	合計 事業系生活系排出量合計	89,151 トン	85,994 トン (-3.5%)
	直接資源化量	4,170 トン (4.7%)	4,320 トン (5.0%)
総資源化量		25,146 トン (26.0%)	29,641 トン (30.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	- MWh	- MWh
最終処分量	埋立最終処分量	4,645 トン (5.2%)	4,447 トン (5.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)= {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)= {(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収推進施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

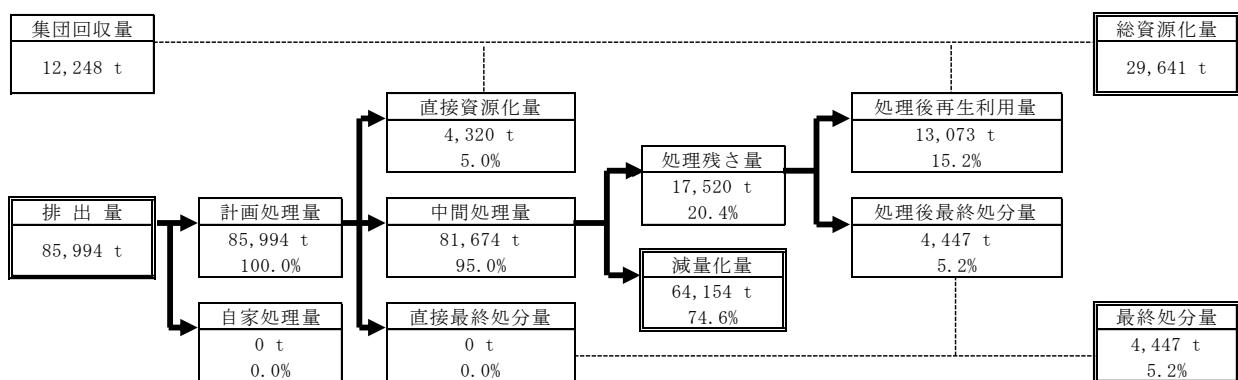


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 資源回収

① 集団回収

構成市では、町内会等の民間団体による集団回収が行われており、実施団体に奨励金を交付している。対象とする品目は、構成市により異なる。

② 構成市におけるリサイクル資源の回収

構成市では、主に、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック、紙類、布類を回収しており、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチックは本組合で処理し、紙類及び古布類は構成市で直接資源化している。

イ 生ごみ処理容器等の購入費補助

新座市では、生ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型社会をさらに促進させることを目的として、生ごみ処理容器購入費の一部を助成している。

ウ 施設に搬入されたごみの資源化

① 再生家具の販売

本組合では、リサイクルプラザ利彩館において、一般家庭から不要品として捨てられた家具等を修理・再生し、販売している。また、エコ文具の展示、リサイクル文庫、リサイクル工房、施設見学等を行い、地域住民に対するごみ減量やリサイクルへの意識向上を推進している。

② 小型家電のリサイクル

本組合では、家電リサイクル法対象の4品目及びパソコンを除き、不燃ごみ及び粗大ごみとして回収された小型家電を民間業者に売却して資源化している。

③ 金属類等の資源化

本組合では、平成26年12月に更新した粗大ごみ・ビン処理施設（粗大・不燃ごみ系列）において、選別及び破碎処理後の金属類を回収し、民間業者に売却して資源化している。

④ 焼却残渣の資源化

本組合では、焼却処理後に発生する焼却残渣の半分以上を民間業者へ委託し、人口砂や道路路盤材、再生碎石等として資源化している。

エ その他のごみ減量化及び資源化の取り組み

① 志木市

1) 志木市落ち葉銀行

志木市では、平成29年11月より、今まで可燃ごみとしていた各家庭の落ち葉・剪定枝を回収し、堆肥やゴーヤの苗にしてお返しすることで、ごみの排出量の削減と環境にやさしいまちづくりを目指している。

2) 志木市余剰品登録制度

志木市では、家庭における余剰品で、再利用できるものの情報をを集め紹介している。市民の方が、廃棄する前に、「もったいない」と思ったとき、又は「譲ってほしい」と思うものがあるときに登録している。

3) レジ袋辞退統一行動（マイバッグキャンペーン）

志木市では、定期的に、協賛店舗や協力団体等の協力のもと、4R推進と地球温暖化防止のため、マイバッグを持参し、積極的にレジ袋を断る「レジ袋辞退統一行動」を実施し、レジ袋削減に取り組んでいる。

② 新座市

1) 公共施設拠点回収の推進

新座市では、市役所や公民館等の公共施設に回収箱を設置し、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油及びアルミ付き紙パックを回収している。

2) 集団資源回収の推進

新座市では、小・中学校の保護者会及びサークル活動団体等を中心とした地域の団体による集団資源回収を推進し、平成17年11月からは全町内会で実施されるようになり、県内で唯一、紙・布類の資源物が行政回収から集団資源回収に完全移行され、ごみの減量と再資源化に市民総ぐるみで取り組んでいる。

3) “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の活用

市長を会長として市民・各種団体・事業者で構成される同会議では、家庭から排出される生ごみの水切りの徹底や“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）の実践を呼び掛けるなど、市民への意識啓発を図っている。

4) にいざ食べきり運動の推進

新座市では、食品ロス削減を含めた生ごみの減量化を図ることを目的として、にいざ食べきり運動を推進している。具体的には、①“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）による食材の廃棄の削減、②参加型幼児向けごみ減量講座を市内保育園の

年長児を対象に実施し、紙芝居や分別ゲーム等を通じて食べ物を作ってくれた人への感謝の気持ちや資源を大切にする心の育成、③にいざ食べきり運動協力店を通じた飲食店から出る食品ロスの削減について、周知を図っている。

③ 富士見市

1) 各種委員会等での検討

富士見市では、「富士見市環境施策推進市民会議」、「富士見市環境審議会」及び「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」等の組織によりごみ減量化等の施策を推進している。

2) 公共施設から排出される生ごみの堆肥化

富士見市では、給食センターなど公共施設から排出される生ごみを民間業者で堆肥化している。

3) 公園剪定枝葉のチップ化

富士見市では、公園で剪定された枝葉をチップ化し、ぬかるみ対策及び雑草対策として公園等にまいている。

4) 地域ボランティア団体の活動

富士見市では、町会や自治会、子供会育成会などの団体からの協力により環境美化活動（ごみゼロ運動）を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っている。

5) 富士見ふるさと祭り環境コーナーでの活動

富士見市では、富士見ふるさと祭りの環境コーナー（エコ広場）では、環境関連団体や事業所に呼びかけ、様々な企画やリユースを目的としたフリーマーケットなどを行っている。

オ 有料化

現在、事業系ごみについては、従量制により課金し、処理手数料を徴収している。

生活系ごみのうち粗大ごみについては、収集の場合は品目に応じた納付券等により、自己搬入の場合は従量制により課金し、処理手数料を徴収している。

粗大ごみを除く生活系ごみについては、無料での収集・処理となっているが、ごみ排出抑制や排出量に応じた負担の公平性の観点から、現在、本組合及び構成市において、有料化の必要性や効果及び市民生活への影響などの調査・研究を進めている。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

現在、構成市では、リサイクル資源、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみに区分して分別収集しており、リサイクル資源、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみはステーション方式で収集、粗大ごみは委託業者による戸別収集、又は自己搬入となっている。

今後は、分別徹底による資源回収量の向上や最終処分量削減のための検討を総合的に進めることにより、循環型社会の構築を推進するものとする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみは、事業者による自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者により組合のごみ処理施設に搬入されている。

搬入時の分別区分は、家庭系ごみの分別区分に準じており、施設に搬入する際、持ち込まれたごみの検査を実施している。このとき適正に分別されていない場合には、搬入した業者に対して指導することにより、ごみの減量化への取り組みの推進を図っている。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、組合のごみ処理施設では産業廃棄物の処理は行っていない。

今後においても、組合のごみ処理施設での取り扱いは一般廃棄物のみとする。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などによりごみ減量に努め、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を推進する。
- ◇ 事業者などへの適正なごみ排出やリサイクルの推進に向けた指導を継続する。
- ◇ 富士見環境センター焼却施設に対して基幹的設備改良工事を行い、今後も可燃物の適正処理を継続する。
- ◇ 新座環境センター焼却施設（東工場、西工場）に対しては、施設の延命化対策手法について検討する。
- ◇ 最終処分量の削減に向けて、焼却灰の資源化量の拡大について検討する。

表2 志木地区衛生組合各市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成29年度）					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量（トン）
可燃ごみ	焼却	埋立・資源化	富士見環境センター 焼却施設	最終処分 (県・民間の処分場)	72,732
			新座環境センター 東工場・西工場	資源化（民間業者）	
不燃ごみ	破碎・選別	埋立・資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (粗大・不燃ごみ系列)	最終処分 (県・民間の処分場)	2,328
粗大ごみ			新座環境センター 粗大ごみ処理施設	資源化（民間業者）	2,339
ビン	保管	資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (ビン系列)	資源化（民間業者）	2,694
カン	保管	資源化	カン保管施設	資源化（民間業者）	913
リサイクル資源	紙類	リサイクル	[焼却]		4,170
			新聞紙		
			雑誌類		
			ダンボール		
			紙パック		
	紙製容器包装				
衣類・布類					
資源プラスチック	保管	資源化	プラスチック分別処理施設	資源化（民間業者）	2,621
ペットボトル	保管	資源化	ペットボトル保管施設	資源化（民間業者）	1,246
有害ごみ	保管	資源化	乾電池、魔蛍光管 保管施設	資源化（民間業者）	108

今後（令和6年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量（トン）	分別区分
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	埋立・資源化	富士見環境センター 焼却施設	69,767	可燃ごみ
			新座環境センター 東工場・西工場		
不燃ごみ	破碎・選別	埋立・資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (粗大・不燃ごみ系列)	2,333	不燃ごみ
			新座環境センター 粗大ごみ処理施設	2,290	粗大ごみ
ビン	保管	資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (ビン系列)	2,663	ビン
			資源化（民間業者）	887	カン
リサイクル資源	紙類	リサイクル	[焼却]		4,320
			新聞紙		
			雑誌類		
			ダンボール		
			紙パック		
	紙製容器包装				
衣類・布類					
資源プラスチック	保管	資源化	プラスチック分別処理施設	資源化（民間業者）	2,453
ペットボトル	保管	資源化	ペットボトル保管施設	資源化（民間業者）	1,165
有害ごみ	保管	資源化	乾電池、魔蛍光管 保管施設	資源化（民間業者）	116

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設富士見環境センター	富士見環境センター基幹的設備改良事業	180t/24h	富士見市大字勝瀬480番地	R2～R4	—

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対処、施設の効率化、温室効果ガスの削減

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	富士見環境センター基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る発注仕様書作成事業	工事発注仕様書の作成	R1

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 5 のとおり長寿命化総合計画支援事業を行う。

表 5 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	富士見環境センター基幹的設備改良事業(事業番号 1) に係る長寿命化総合計画策定事業	長寿命化総合計画の策定	R1

(6) その他の施策

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

不法投棄対策のため、構成市と協力を継続するとともに、市民・事業者に対する不法投棄防止に向けた意識啓発に努める。

併せて、地域住民や警察機関等との連携を図ることで監視体制を強化するなど、不法投棄の未然防止に向けた取り組みの推進に努める。

ウ 地球温暖化防止への対策

本組合では、平成 27 年 3 月に「第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定した。富士見環境センター及び新座環境センターでは、同計画に基づき、基幹的設備改良工事等による高効率機器の導入やインバータ化などにより、電気や燃料使用量を削減することで温室効果ガスの排出抑制に努める。

エ 災害廃棄物への対策

本組合では、災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、県や構成市と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応方法を検討する。

表 6 構成市における災害廃棄物処理計画の策定状況

市町村名	志木市	新座市	富士見市
策定状況	策定済	未策定	策定済
策定年月	R3. 3	—	R4. 4

才 構成市との情報共有・連携強化

本組合では、重要な施設整備方針の決定やごみ処理に係る諸課題へ対応するため、本組合の行政会議（正副管理者会議、担当部長会議、担当課長会議等）を開催し、構成市と連携を図ったごみ処理体制を構築していく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合及び構成市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめられた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

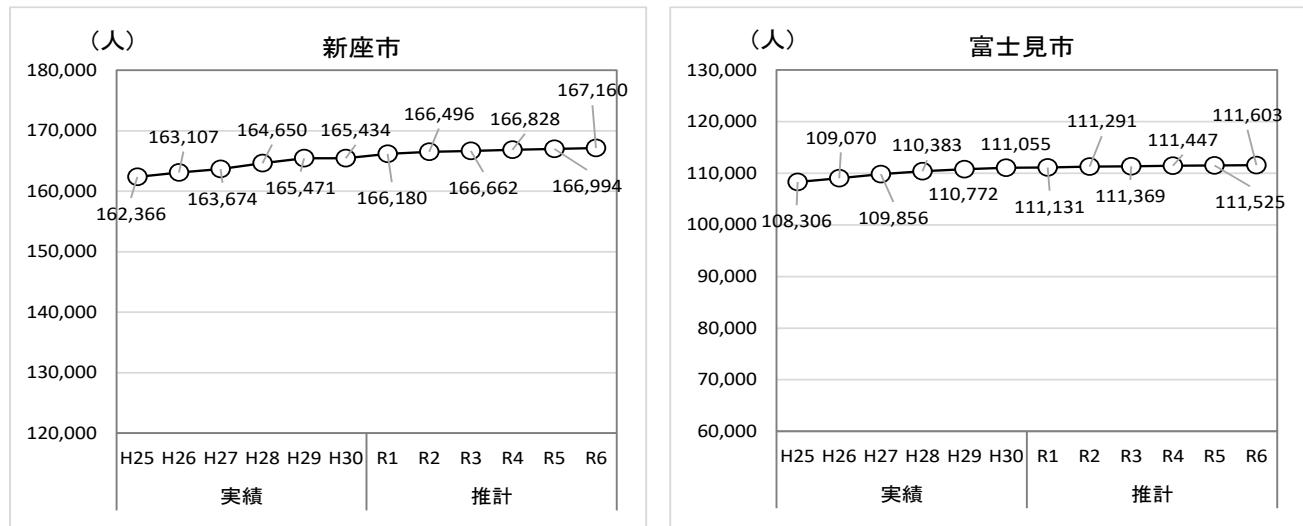
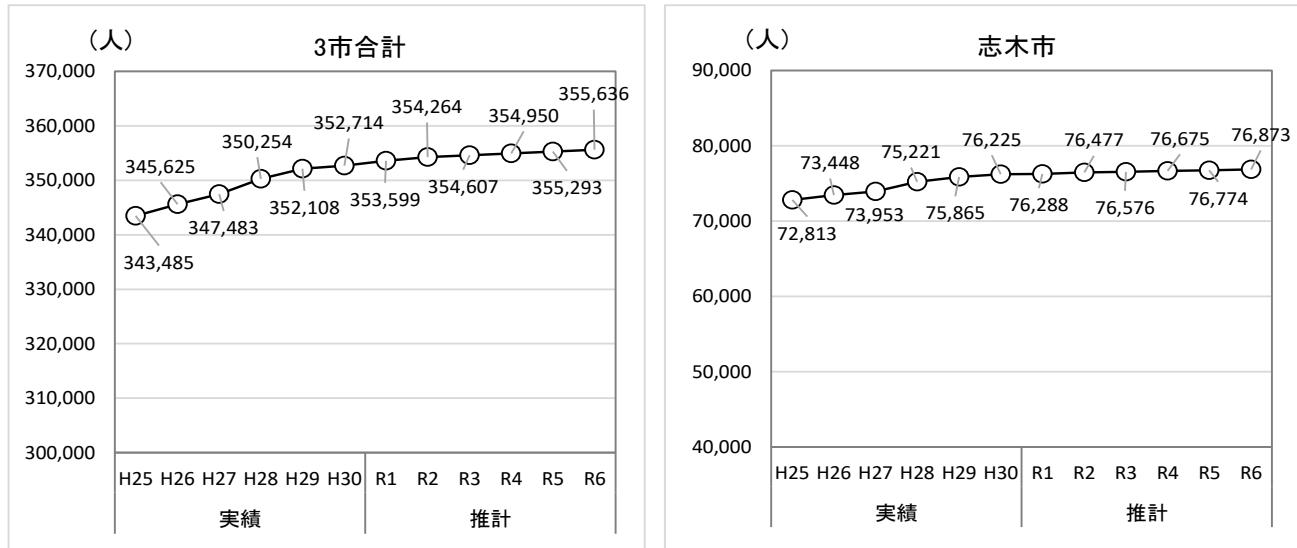
添 付 書 類

添付資料1 対象地域図

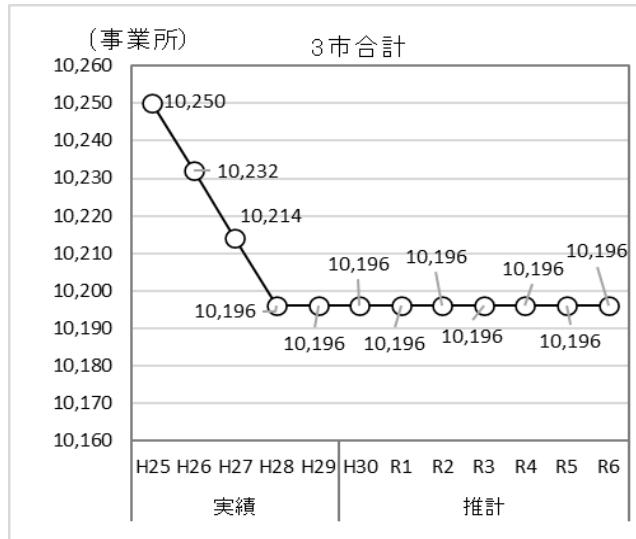


添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

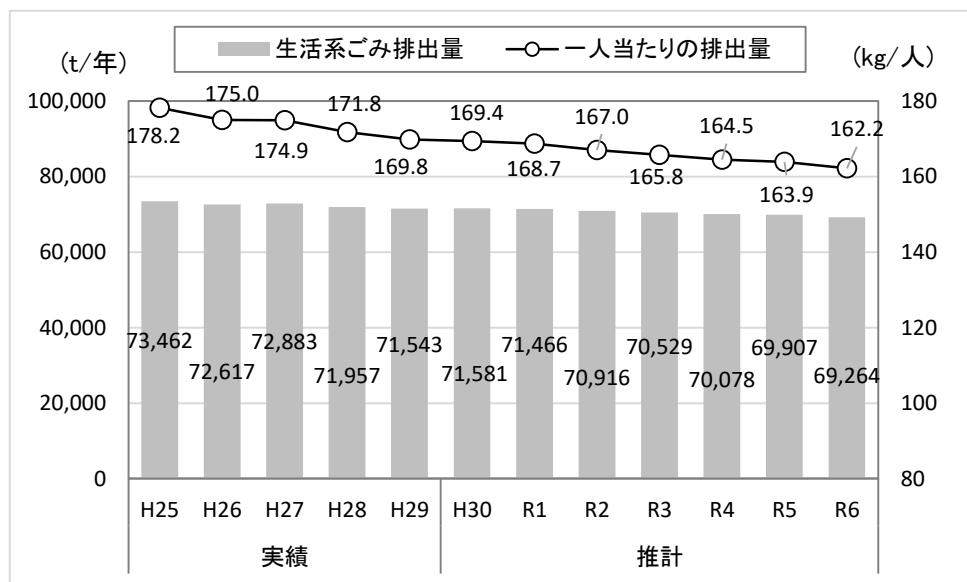
(1) 人口



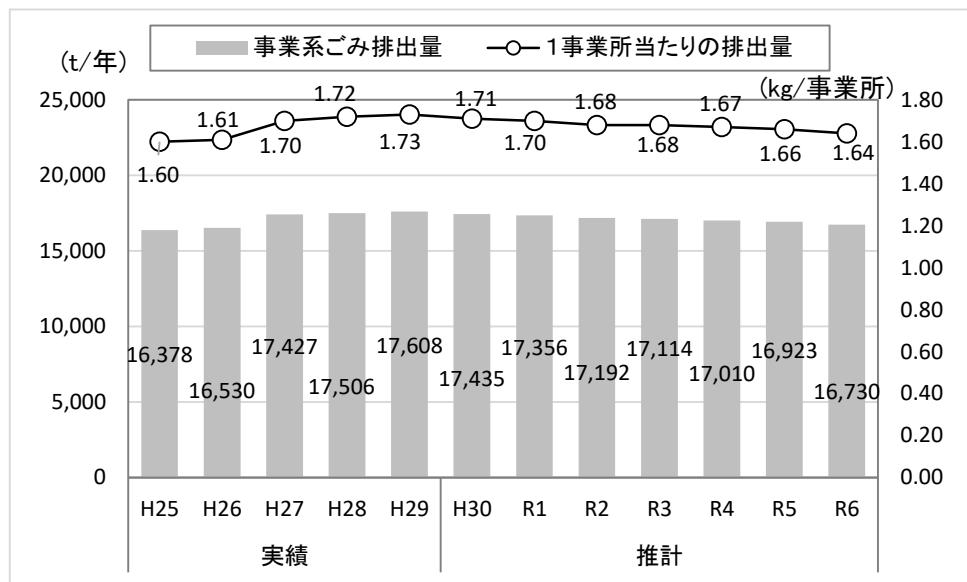
(2) 事業所数



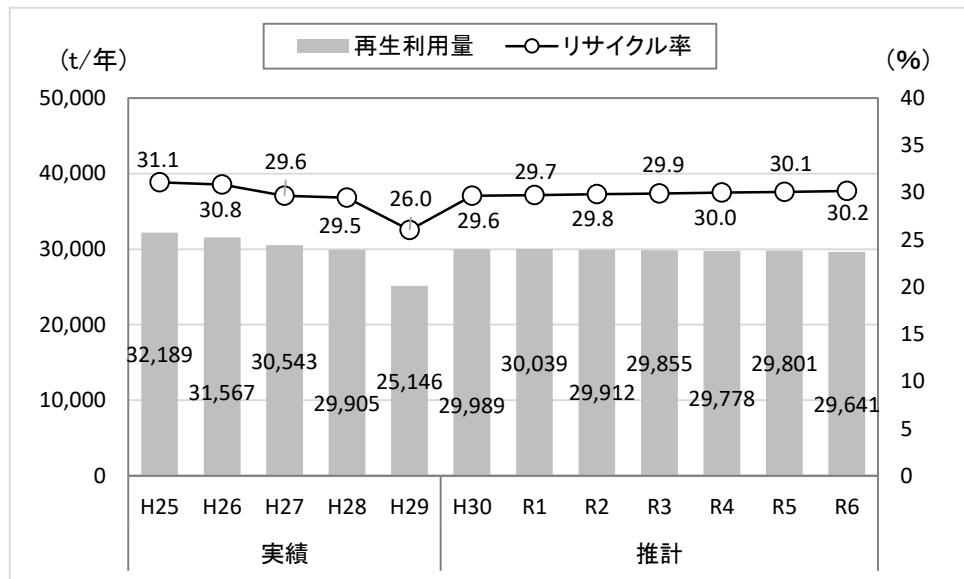
(3) 生活系ごみ



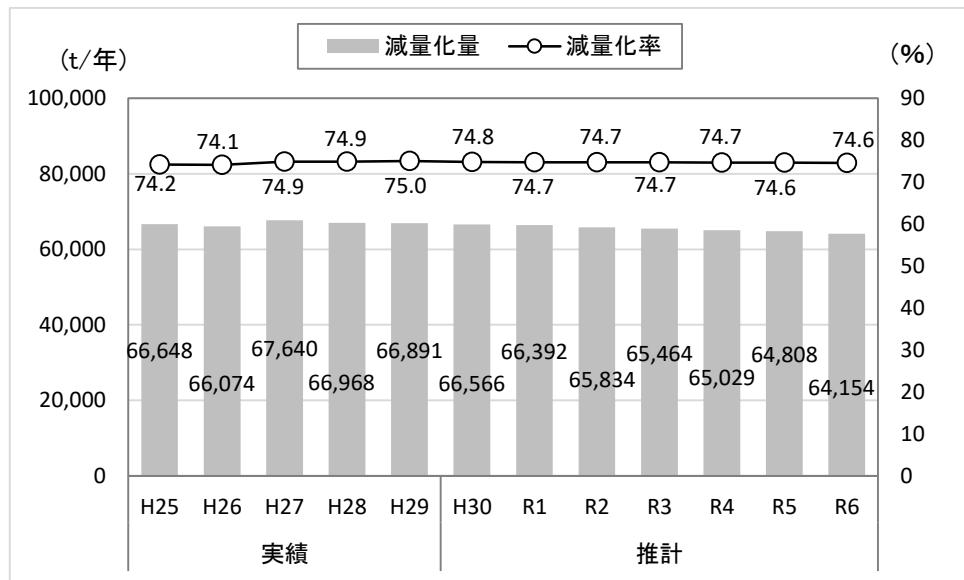
(4) 事業系ごみ



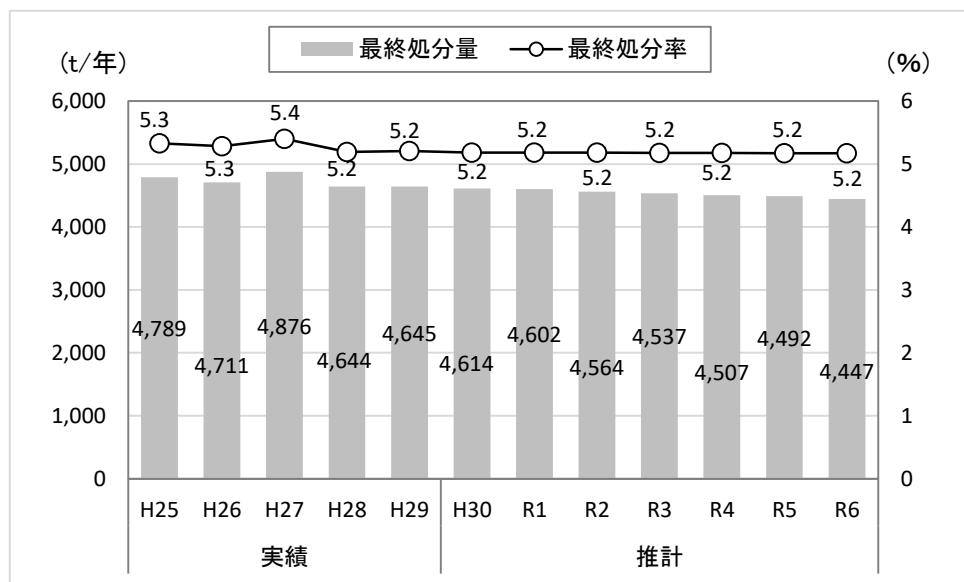
(5) 再生利用量とリサイクル率



(6) 減量化量と減量化率



(7) 最終処分量と最終処分率



添付資料3 分別区分説明資料

(1) ごみの分別区分（志木市）

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
リサイクル資源	ペットボトル	PETマークのあるもの	青いネット (市指定)	週1回	ステーション方式
	ビン・スプレー缶	化粧品のビン、スプレー缶	黄色のカゴ (市指定)		
	カン	食用缶、飲料缶	青色のカゴ (市指定)		
	紙類	新聞、段ボール、雑誌、雑紙 (ティッシュ類、チラシ、菓子箱、古はがき等)	ひもで縛る		
	布類	衣類、毛布	透明又は半透明 のビニール袋		
資源プラスチック		プラマークのあるもの	黄緑のネット (市指定)	週1回	
可燃ごみ		生ごみ、木くず、ゴム革製品、チューブ類、枝、発泡スチロール、ざぶとん等	透明又は半透明 のビニール袋	週2回	
不燃ごみ	金物、ガラス、陶器類	CD・DVD、陶器、なべ・フライパン、耐熱ガラス、ひと口コシロ・オーブントースター、小型電化製品、ガラス、傘のほね等	緑色のカゴと赤い三角コーナー (市指定) ※乾電池・ライターは赤い三角コーナー	毎月2回目 ・4回目	
	有害ごみ	乾電池、ライター、蛍光灯			
粗大ごみ		縦24cm×横24cm×高さ35cmの3辺のうち1辺でも超えるもの（金属製品、ガスコンロ、タンス、イス、カーペット・ふとん、自転車、電化製品等）	納付券を貼って 家の外敷地内	随時 (申込制)	戸別収集

(2) ごみの分別区分（新座市）

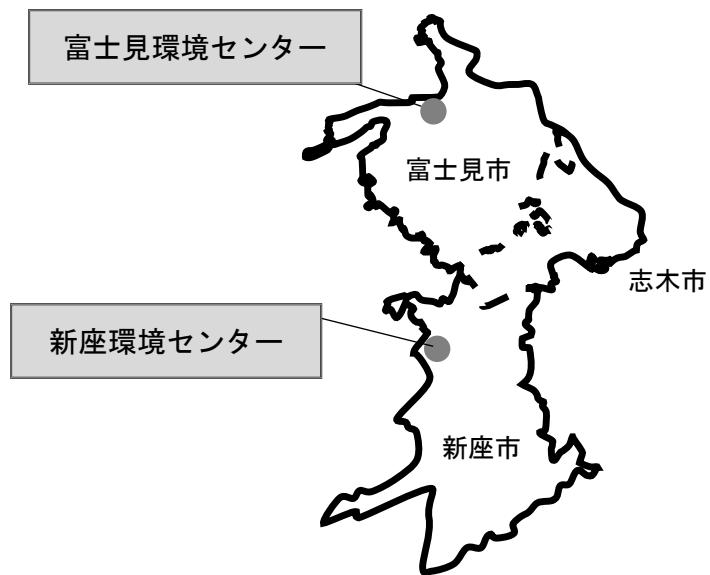
分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法		
可燃ごみ		生ごみ、ゴム、革製品、発泡スチロール、木片等	透明又は白色半透明の袋	週 2 回	ステーション方式		
リサイクル資源	カン	飲料用、缶詰等	水色のカゴ (市指定)	週 1 回			
	ビン (スプレー缶)	ドリンク剤、ビール瓶、スプレー缶等	黄色のカゴ (市指定)				
	ペットボトル	PET マークのあるもの	青色のネット (市指定)				
	資源 プラスチック	プラマークのあるもの	緑色のネット (市指定)				
	新聞	新聞、折り込みちらし	ひもで縛る				
	雑誌・雑がみ	雑誌、書籍、紙袋、文庫本、ノート等					
	段ボール	段ボール					
	紙パック	飲料用紙パック	開いて 10 枚程度にまとめて縛る				
不燃ごみ		せともの、金物、ビデオテープ、ヘルメット、アイロン等	カゴ、バケツ (カン、ビン用の併用可)	2 週 1 回			
有害ごみ	乾電池	乾電池	赤色の容器 (市指定)				
	使い捨てライター	使い捨てライター	灰色の容器 (市指定)				
	蛍光灯など	蛍光灯、水銀体温計	購入時等のケース				
粗大ごみ		縦 24cm × 横 24cm × 高さ 35cm を超えるもの（タンス、机、自転車、ソファー、電子レンジ等）	「新座市粗大ごみシール」を貼って玄関先や集積所等	随時 (申込制)	戸別収集		

(3) ごみの分別区分（富士見市）

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		生ごみ、貝殻、ゴム・革製品、汚れたプラスチック製品、発泡スチロール、木片類等	透明又は半透明の袋	週2回	ステーション方式
資源	資源 プラスチック	プラマークのあるもの	緑色のネット (市指定)	週1回	
	ビン類	ビールビン、飲食物用のビン、化粧品のビン、スプレー缶、カセットガス、電球・蛍光管等	黄色のカゴ (市指定)		
	カン	缶詰用のカン、一斗缶、飲料・食品用のカン、オイルカン等	水色のカゴ又はダークグリーンのネット (市指定)		
	ペットボトル	PETマークのあるもの	青色のネット (市指定)		
	紙・布類	紙パック、雑がみ、雑誌、本類、新聞、チラシ、段ボール	ひもで縛る		
不燃ごみ		せともの、金属が含まれるもの(ヤカン、ホイル、鍋、CD・DVD、刃物等)、ガラス、コップ、小型家電等	緑色のカゴ (市指定)	週1回	
有害ごみ		ライター、温度計、体温計、乾電池	赤色の容器 (市指定)	週1回	
粗大ごみ		縦24cm×横24cm×高さ35cmより大きいもの(ビデオデッキ、カーペット、タンス、布団、自転車等)	粗大ごみ処理券 (シール)を貼つて指定場所	随時 (申込制)	戸別収集

添付資料4 現有処理施設の概要

(1) 地域内の施設の現況と予定（位置図）



(2) 富士見環境センター

項目	内容	
所在地	埼玉県富士見市大字勝瀬 480 番地	
焼却施設	焼却対象廃棄物	可燃ごみ、処理残渣
	処理方式	ストーカ式（可動）
	炉型式	全連続運転
	処理能力	180t/24h (90t×2基)
	使用開始	昭和 61 年 3 月 (H12. 8 ダイオキシン恒久対策工事を実施)
	余熱利用の状況	場内温水
	発電能力	無し
粗大ごみ・ビン処理施設 (粗大・不燃ごみ系列)	焼却灰・集じん灰：薬剤処理	
	処理対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ
	処理方式	破碎、選別
	処理能力	25t/5h
資源化等を行う施設	使用開始	平成 26 年 12 月
	施設区分	粗大ごみ・ビン処理施設
	処理対象廃棄物	ビン、その他
	処理内容	選別
	処理能力	13t/5h
	使用開始	平成 26 年 12 月
		平成 14 年 2 月

(3) 新座環境センター

項目	内容	
所在地	埼玉県新座市大和田三丁目 9 番 1 号	
焼却施設	施設名	東工場
	焼却対象廃棄物	可燃ごみ、処理残渣
	処理方式	ストーク式 (可動)
	炉型式	全連続運転
	処理能力	90t/24h (1 基)
	使用開始	昭和 54 年 1 月 (H15. 2 ダイオ キシン恒久対策工事を実施)
	余熱利用の状況	場内温水、場外温水
	発電能力	無し
	灰処理設備	焼却灰・集じん灰 : 薬剤処理
粗大ごみ 処理施設	処理対象廃棄物	可燃性粗大ごみ
	処理方式	切断
	処理能力	5t/5h
	使用開始	昭和 54 年 1 月 (平成 15 年 2 月更新)
	備考	可燃性粗大ごみのみを処理

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	志木地区衛生組合	(2) 地域内人口	352,714人	(3) 地域面積		51.60m ²
(4) 構成市町村等名	志木市、新座市、富士見市	(5) 地域の要件*	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積 <input checked="" type="checkbox"/> 沖縄 <input checked="" type="checkbox"/> 離島 <input checked="" type="checkbox"/> 奄美 <input checked="" type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input checked="" type="checkbox"/> 半島 <input checked="" type="checkbox"/> 過疎 <input checked="" type="checkbox"/> その他			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	名称:志木地区衛生組合(以下「組合」と表示) 組合を構成する市町村:志木市、新座市、富士見市 設立:昭和39年6月 足立町外2町衛生組合として設立					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	16,378	16,530	17,427	17,506	17,608	16,730 (H29比-5.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.60	1.61	1.70	1.72	1.73	1.64 (H29比-5.2%)
	生活系 総排出量(トン)	73,462	72,617	72,883	71,957	71,543	69,264 (H29比-3.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	178.2	175.0	174.9	171.8	169.8	162.2 (H29比-4.5%)
再生利用量	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	89,840	89,147	90,310	89,463	89,151	85,994 (H29比-3.5%)
	直接資源化量(トン)	4,457(5.1%)	4,456(5.0%)	4,353(4.8%)	4,212(4.7%)	4,170(4.7%)	4,320 (5.0%)
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	32,189(31.1%)	31,567(30.8%)	30,543(29.6%)	29,905(29.5%)	25,146(26.0%)	29,641 (30.2%)
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	66,648(74.2%)	66,074(74.1%)	67,640(74.9%)	66,968(74.9%)	66,891(75.0%)	64,154 (74.6%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,789(5.3%)	4,711(5.3%)	4,876(5.4%)	4,644(5.2%)	4,645(5.2%)	4,447 (5.2%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	富士見環境センター	志木地区衛生組合	全連続式	180t/日	S61.3			(浸水深2~4m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H12.8ダイオキシン類恒久対策工事
リサイクルセンター	富士見環境センター粗大ごみ・ ビン処理施設(粗大・不燃ごみ系 列)	志木地区衛生組合	破碎、選別	25t/5h	H26.12			(浸水深2~4m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
リサイクルセンター	富士見環境センター粗大ごみ・ ビン処理施設(ビン系列)	志木地区衛生組合	選別	13t/5h	H26.12			(浸水深2~4m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
容器包装リサイクル推進施設	富士見環境センター プラスチック分別処理施設	志木地区衛生組合	選別・圧縮・梱包	26t/5h	H14.2			(浸水深2~4m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
ごみ焼却施設	新座環境センター東工場	志木地区衛生組合	全連続式	90t/日	S54.1			(浸水深2~3m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H15.2ダイオキシン類恒久対策工事
ごみ焼却施設	新座環境センター西工場	志木地区衛生組合	全連続式	90t/日	H6.9			(浸水深0.5~3m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
ごみ焼却施設前処理設備	新座環境センター粗大ごみ処理 施設	志木地区衛生組合	切断	5t/5h	S54.1			(浸水深0.5~3m) 大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H15.2更新

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を 実施するための施設整備 事業	備考
ごみ焼却施設	富士見環境センター	志木地区衛生組合	全連続式	180t/日	R5.3	施設老朽化、温室効果 ガス削減等			(浸水深2~4m) 大雨、洪水に備えて土のうの 備蓄や止水板の用意をしている。浸水により 施設で廃棄物が処理できなくなった場合は 埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基 き、周辺自治体へ処理を依頼する。		

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (令和4年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模 単位	事業期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考	
				開始	終了	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○エネルギー回収等に関する事業						4,567,145	0	55,633	2,031,518	2,479,994	0	2,247,257	0	44,966	1,004,686	1,197,605	0
富士見環境センター基幹的設備改良事業	1	組合	180t/D	R2	R4	4,567,145	0	55,633	2,031,518	2,479,994	0	2,247,257	0	44,966	1,004,686	1,197,605	0
○施設整備に関する計画支援に関する事業						7,700	7,700	0	0	0	0	7,700	7,700	0	0	0	0
(事業番号1)に係る発注仕様書作成事業	1	組合		R1	R1	7,700	7,700	0	0	0	0	7,700	7,700	0	0	0	0
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業						5,500	5,500	0	0	0	0	5,500	5,500	0	0	0	0
(事業番号1)に係る長寿命化総合計画策定事業	1	組合		R1	R1	5,500	5,500	0	0	0	0	5,500	5,500	0	0	0	0
合計						4,580,345	13,200	55,633	2,031,518	2,479,994	0	2,260,457	13,200	44,966	1,004,686	1,197,605	0

【参考資料様式 2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県 埼玉県

(1) 事業主体名	志木地区衛生組合		
(2) 施設名称	富士見環境センター焼却施設		
(3) 工期	令和 2 年度（2020 年度）～令和 4 年度（2022 年度）		
(4) 施設規模	処理能力 180 t / 日 (90t/日 × 2 炉)		
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	有 (発電効率 %)	・ <input checked="" type="radio"/> 無
	2. 熱回収の有無	有 (熱回収率 22.5%)	・ 無
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良工事を行うことにより、地域内における可燃物の適正処理を継続する（二酸化炭素削減率：4.4%）		
(8) 廃焼却施設 解体工事の有無	有	<input checked="" type="radio"/>	無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの 利用計画	

(12) 事業計画額	4,567,145 千円 うち、交付対象事業費 2,247,257 千円
------------	---

計画支援概要

都道府県 埼玉県

(1) 事業主体名	志木地区衛生組合	
(2) 事業目的	富士見環境センター焼却施設における基幹的設備改良工事のため	
(3) 事業名称	富士見環境センター基幹的設備改良事業 に係る長寿命化総合計画策定事業	富士見環境センター基幹的設備改良事業 に係る発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	令和元年度（2019 年度）	令和元年度（2019 年度）
(5) 事業概要	・長寿命化総合計画の策定	・工事発注仕様書の作成

(6) 事業計画額	5,500 千円 うち、交付対象事業費 5,500 千円	7,700 千円 うち、交付対象事業費 7,700 千円
-----------	---------------------------------	---------------------------------